報酬助成事業概要について

資料４

１　経緯

　　成年被後見人が成年後見人に支払うべき報酬等に対する助成。令和３年度までは原則として社協でのみ助成を行っていた。令和４年度から、後見人報酬および監督人報酬について区で助成を行うこととした。

２　助成事業概要

（令和４年４月１日～）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 想定額 | 助成制度 （対象者） | | 実施主体 | 助成上限額 |
| 申立て費用 | １万円 | 有 | 高齢者 | 社協 | １２万円 |
| 障害者 |
| 後見人報酬 | 月額  ２万円 | 有 | 高齢者 | 区※ | 年額２４万円 （月額２万円） |
| 障害者 |
| 監督人報酬 | 月額 １～２万円 | 有 | 高齢者 | 区 | 年額１２万円 （月額１万円） |
| 障害者 |
| 後見活動経費 | 年額１万  ５，０００円 | 有 | 高齢者 | 社協 | 年額５万円 |
| 障害者 |
| 施設生活費 | 年額１万  ５，０００円 | 有 | 高齢者 | 社協 | 年額４万円 |
| 障害者 |

※　区の助成要件を満たさない場合、社協においても助成を実施する場合あり。

３　主な助成要件

　⑴　成年被後見人が区民であること

　⑵　住民税が非課税であること

　※　区長申立てによる成年後見制度利用以外の者であっても対象となる。